

参考資料

1. 用語集
2. 用途地域の概要
3. 策定経緯
4. 策定体制
5. 住民参加の状況

参 考 資 料

1. 用語集

A～Z

【AI】

「AI」とは人工知能(Artificial Intelligence)の略称。コンピューターの性能が大きく向上したことにより、機械であるコンピューターが「学ぶ」ことができるようになった。

【ICT】

「ICT」とは情報通信技術(Information and Communication Technology)の略称で、PC やスマートフォンなど、様々な形状のコンピューターを使った情報処理や通信技術のことを指す。

【IoT】

従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ(センサー機器、住宅・建物、車、家電製品、電子機器など)が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組み。

【LRT】

LRTとは、Light Rail Transit の略で、低床式車両(LRV)の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する軌道系交通システムのこと。

【MaaS】

MaaS(マース:Mobility as a Service)とは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。

【Park-PFI】

Park-PFI(Park-Private Finance Initiative)とは、公園のパブリックスペースを運営する民間事業者を公募により選定する制度。

【PDCA サイクル】

PDCA サイクルとは、Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法。

【PFI】

公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

【PPP】

公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームを PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ: 公民連携)と呼ぶ。PFIは、PPP の代表的な手法の一つ。

【society5.0】

AI や IoT、ロボット、ビッグデータなどの革新技術をあらゆる産業や社会に取り入れることにより実現する新たな未来社会の姿。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、人類社会発展の歴史における5番目の新しい社会である。

あ行

【インフラデータ】

行政が所有する交通や物流、観光等に関するデータ。

か行

【急傾斜地崩壊危険箇所】

崩壊するおそれのある急傾斜地(傾斜度が 30 度以上の土地)で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるものの区域のことを言う。

【グリーンインフラ】

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。

【グリーンベルト】

通学路の交通安全向上のため、自動車運転者等に対して注意を促すための交通安全対策として、路側帯（又はその一部）を緑色に塗装したものの。

【下水道】

治水と環境衛生の観点から重要な都市施設のことを言う。

さ行**【市街化区域・市街化調整区域】**

都市計画区域内で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を「市街化区域」といい、一方、市街化を抑制すべき区域を「市街化調整区域」と言う。

【自然的土地利用】

本計画においては、畑や森林、原野、水面、河川などの土地利用を指す。

【市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）】

市町村が創意工夫のもと、住民意見を反映させ将来ビジョンを確立し、地域ごとの将来像など、都市計画法第 18 条の2に基づき定める方針。市町村が定める都市計画は、この方針に即しなければならない。

【自市町村内就業率】

就業先が常住している市町村と同一の市町村にある割合

【持続可能な開発目標(SDGs)】

世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させる統合的取組を目指し、誰一人として取り残さないを基本理念とし、17 のゴールと 169 のターゲットで構成された目標。（※137 頁参照）

【循環型社会】

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）による位置づけであり、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

【準用河川】

1 級河川、2 級河川以外の法定外河川で、市町村長が指定した河川のことであり、1 級河川、2 級河川同様の河川法を準用する。

【人口集中地区(DID)】

人口集中地区(DID)とは国勢調査において設定される人口密度が 1ha あたり 40 人以上かつ人口 5,000 人以上の地域で、実質的な都市地域を表す。

【水源涵養機能】

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のことを言う。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質浄化の効果もみられる。

た行**【多自然川づくり】**

治水や利水と環境を両立させ、河川が本来持っている自然環境や景観を保全・創出し、再生する川づくりのことを言う。

【脱炭素社会】

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会のこと

【地区計画】

建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、及び保全するための詳細な計画。住民意識の高まりに対応し、昭和 55 年に創設された制度。

【地すべり危険箇所】

地すべりを起こしている、あるいは起こすおそれのある区域で、河川、公共施設、人家等に損害を与えるおそれのある場所のことを言う。

【地すべり防止区域】

地すべり区域及びこれに隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれが極めて大きいもので、一定の行為（地すべりを誘発し又は助長するおそれのある行為等）が制限される区域のことを言う。

【土砂災害警戒区域】

急傾斜地等の崩壊が発生した場合に、住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要がある土地の区域のことを言う。

【土石流危険区域】

想定される最大規模の土石流が発生した場合、土砂の氾濫が予想される区域のことを言う。

や行

【ユニバーサルデザイン】

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

【用途地域】

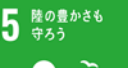
都市における住居、商業、工業などの適切な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建蔽率、高さなどを規制・誘導する都市計画・建築規制制度のこと。

ら行

【流域治水】

河川・下水道などの治水対策を行うとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）までを一つの流域と捉え、流域に関わるあらゆる関係者（国、県、市町村、企業、住民）が協働し、流域全体で水害を軽減させる考え方

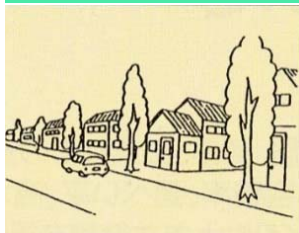
SDGs 17 のゴール

1 貧困をなくそう 	【目標1】貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	10 人や国の不平等をなくそう 	【目標10】人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。
2 飢餓をゼロに 	【目標2】飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を推進する。	11 住み続けられるまちづくりを 	【目標11】住み続けられるまちづくりを 包括的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
3 すべての人に健康と福祉を 	【目標3】すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。	12 つくる責任 つかう責任 	【目標12】つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。
4 質の高い教育をみんなに 	【目標4】質の高い教育をみんなに すべての人々への包括的かつ質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。	13 気候変動に具体的な対策を 	【目標13】気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
5 ジェンダー平等を実現しよう 	【目標5】ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。	14 海の豊かさを守ろう 	【目標14】海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のための海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
6 安全な水とトイレを世界中に 	【目標6】安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	15 陸の豊かさを守ろう 	【目標15】陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保全、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	【目標7】エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	16 平和と公正をすべての人に 	【目標16】平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包括的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度を構築する。
8 働きがいも経済成長も 	【目標8】働きがいも経済成長も 包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の安全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。	17 パートナリーシップで目標を達成しよう 	【目標17】パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	【目標9】産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		

資料：沖縄県 SDGs 推進方針(令和元年 11 月 29 日 沖縄県)

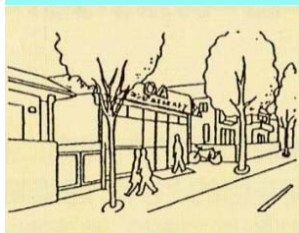
2. 用途地域の概要

第一種低層住居専用地域(だいいっしゅていそうじゅうきよせんようちいき)



低層住宅のための地域です。
小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域(だいにしゅていそうじゅうきよせんようちいき)



主に低層住宅のための地域です。
小中学校などのほか、150 ㎡までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域(だいいっしゅちゅうこうそうじゅうきよせんようちいき)



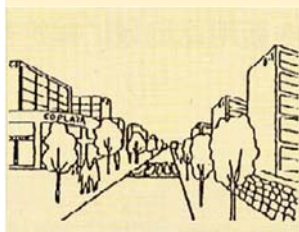
中高層住宅のための地域です。
病院、大学、500 ㎡までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域(だいにしゅちゅうこうそうじゅうきよせんようちいき)



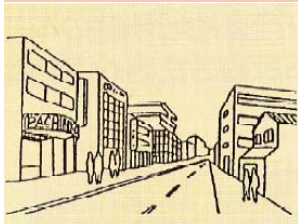
主に中高層住宅のための地域です。
病院、大学などのほか、1,500 ㎡までの一定のお店や事務所など必要な
利便施設が建てられます。

第一種住居専用地域(だいいっしゅじゅうきよせんようちいき)



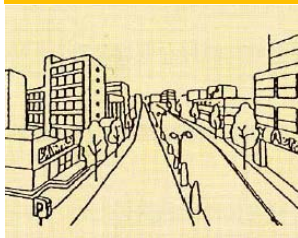
住居の環境を守るための地域です。
3,000 ㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域(だいにしゅじゅうきょちいき)



主に住居の環境を守るための地域です。
店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域(じゅんじゅうきょちいき)



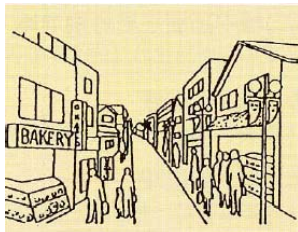
道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

田園住居地域(でんえんじゅうきょちいき)



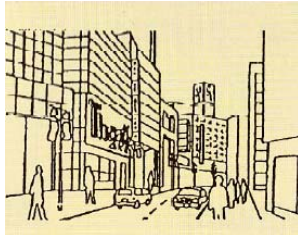
農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域です。
住宅に加え、農産物の直売所などが建てられます。

近隣商業地域(きんりんしょうぎょうちいき)



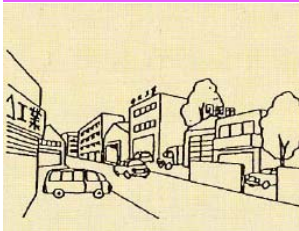
まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。
住宅や店舗のほかに小規模の工場も立てられます。

商業地域(しょうぎょうちいき)



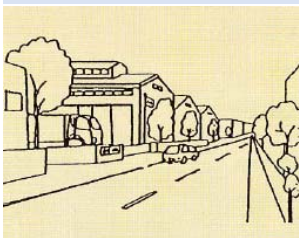
銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。
住宅や小規模の工場も立てられます。

準工業地域(じゅんこうぎようちいき)



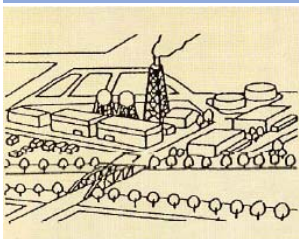
主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。
危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域(こうぎようちいき)



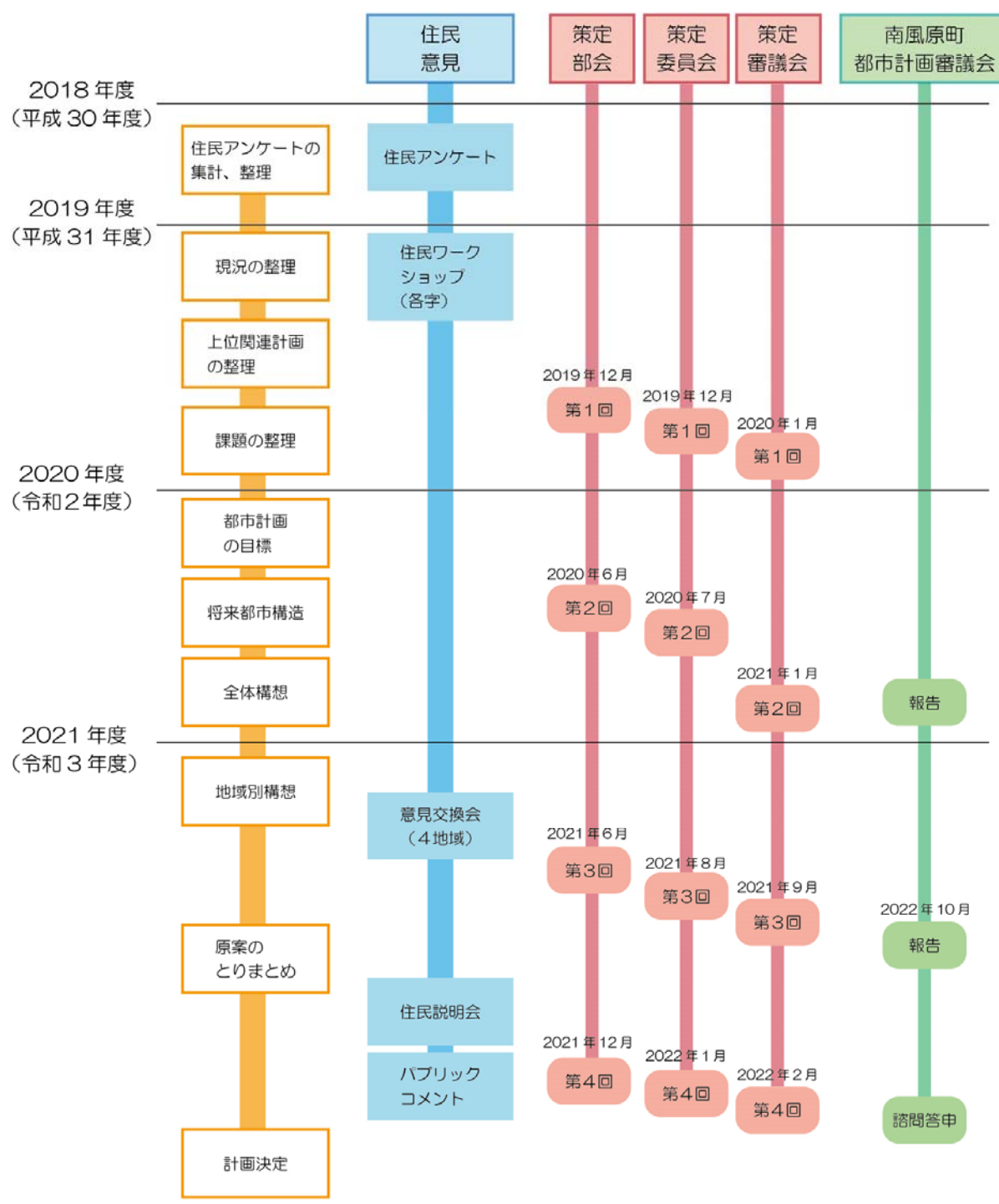
どんな工場でも建てられる地域です。
住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域(こうぎようせんようちいき)



工場のための地域です。
どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

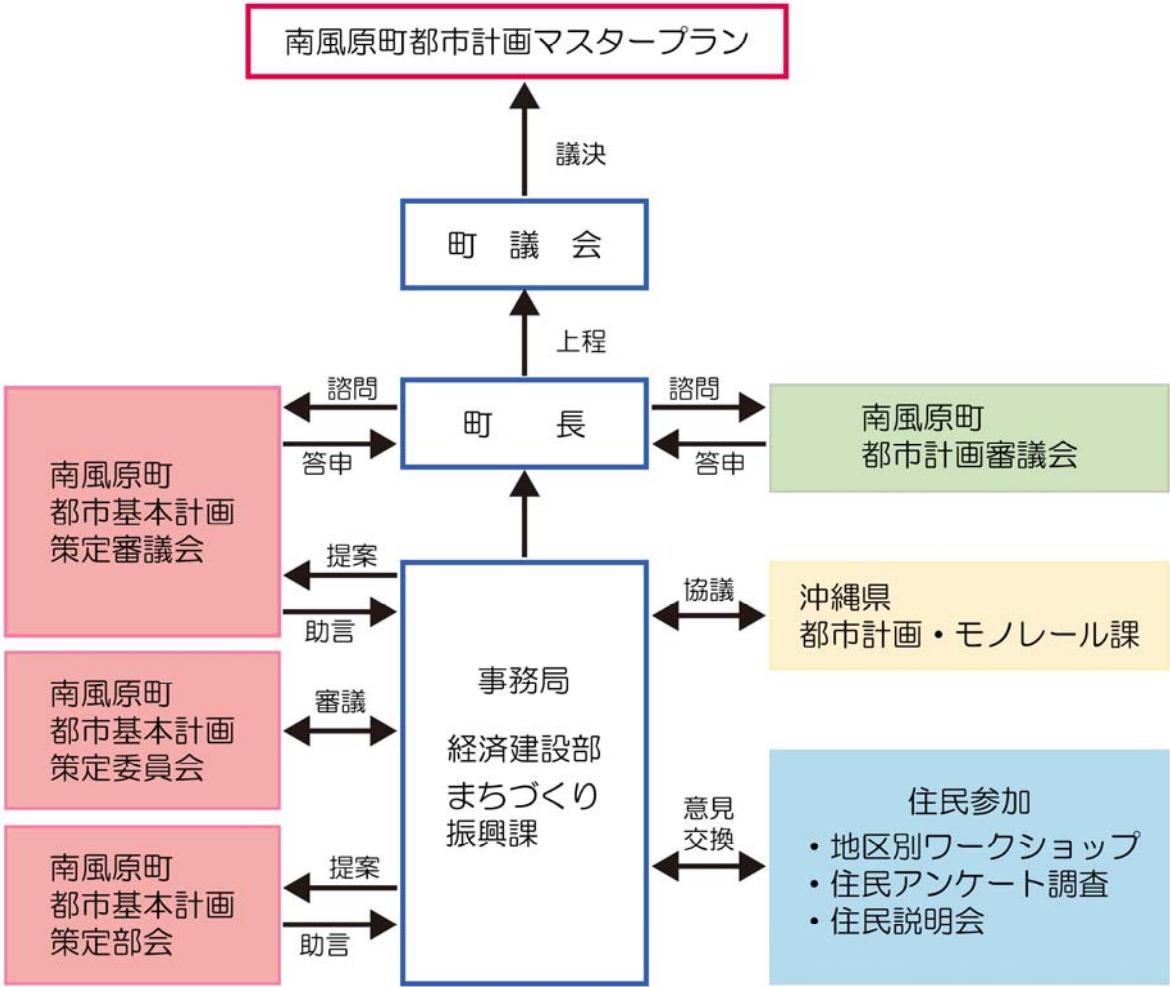
3. 策定経緯



4. 策定体制

南風原町都市計画マスタープラン策定にあたり、策定部会（庁内関係課班長）、策定委員会（庁内関係課部課長）、策定審議会（有識者）を設置して、検討を行った。

また、計画への住民意向の反映を目的とした住民ワークショップ等の開催、沖縄県都市計画・モノレール課との協議、南風原町都市計画審議会への報告を経て、南風原町議会基本条例に基づき議決により、計画の決定を行った。



■南風原町都市基本計画策定審議会委員名簿

所 属	氏 名	備 考
琉球大学工学部教授	小野 尋子	委員長
南風原町経済建設部長	金城 克彦	副委員長
沖縄県都市計画・モノレール課企画班長	米須 清彦	
町文化財保護委員(歴史)	吉浜 忍	
区長会副会長	宮城 幸広	
門一級建築士事務所	金城 豊	
町商工会事務局長	金城 学	
観光協会事務局長	安里 洋子	
女性連合会副会長	赤嶺 広美	
町商工会青年部長	上江洲 俊介	

■南風原町都市基本計画策定委員会委員名簿

所 属	氏 名	備 考
副町長	国吉 真章	
経済建設部長	金城 克彦	
総務部長	宮平 暢	
民生部長	知念 功	
教育部長	金城 郡浩	
都市整備課長	宮城 良武	
区画下水道課課長	山城 実	
産業振興課長	松本 仁志	
教育総務課	比嘉 純子	
学校教育課長	宮良 泰子	
生涯学習文化課長	島袋 健	
総務課長	新垣 圭一	
企画財政課	与那嶺 秀勝	
住民環境課長	金城 直子	
保健福祉課	大城 あゆみ	
こども課長	儀間 博嗣	

5. 住民参加の状況

①住民アンケート

【趣旨】

既存資料の整理や現地踏査では得られない、現在の地域の状況や地域住民のまちづくりに対する意識・要望等を把握するため町内住民に対してアンケート調査を行った。

【調査概要】

- ・調査対象：本町在住の18歳以上の男女
- ・配布数：3,000件
- ・回収数：750件(25.0%)
- ・調査方法：調査票郵送・郵送返信(返信用封筒を同封)
- ・実施期間：2018年3月

②住民ワークショップ

【趣旨】

都市計画マスタープランは南風原町のまちづくりの方針を示す計画です。その検討にあたり、町民の皆様それぞれの立場から、お住まいの地域について日頃感じていることなど、地域のまちづくりの課題を把握及び今後のまちづくりへ活かしていくことを目的に住民ワークショップを開催した。

【開催日時】

全12地区で住民ワークショップを開催した。(参加人数：169名)

	開催日時	開催場所	行政区
1	2019年10月30日	大名公民館	大名
2	2019年11月1日	新川コミュニティセンター	新川
3	2019年11月5日	津嘉山資料館	津嘉山
4	2019年11月6日	宮城構造改善センター	宮城
5	2019年11月7日	山川集落センター	山川
6	2019年11月12日	なでえらシーサー館(宮平資料館)	宮平
7	2019年11月13日	東新川災害時避難施設	東新川
8	2019年11月14日	照屋農村コミュニティセンター	喜屋武・本部・照屋
9	2019年11月15日	与那覇コミュニティセンター	与那覇
10	2019年11月18日	神里構造改善センター	神里
11	2019年11月19日	兼城公民館	兼城
12	2020年1月16日	喜屋武集落センター	喜屋武

※喜屋武については、区からの要望で再度開催

③意見交換会

【趣旨】

住民意向調査(住民アンケート(2018年度実施)、住民ワークショップ)を踏まえ、今後の南風原町の将来像や地域別構想(案)を提示し、今後の地域のまちづくりについて住民及び行政相互で確認し、意見交換を行った。

【開催日時】

北部地域、中央北地域、中央南地域、南部地域の4つの地域で意見交換会を開催した。

(参加人数:45名)

■北部地域(新川、東新川、大名、宮城)

2021年7月12日(会場:ちむぐる館ホール)

■中央北地域(兼城、宮平、与那覇)

2021年7月15日(会場:ちむぐる館ホール)

■中央南地域(津嘉山、本部、兼本ハイツ、照屋、喜屋武)

2021年7月14日(会場:南風原町中央公民館2階 会議室)

■南部地域(山川、神里)

2021年7月16日(会場:南風原町中央公民館2階 会議室)



④住民説明会

【趣旨】

これまでの住民ワークショップや意見交換会の結果、審議会等の検討結果を踏まえ、都市計画マスタープラン(案)を提示し、本町のまちづくりについて住民及び行政相互で確認し、意見交換を行った。

また、都市計画マスタープラン(案)の内容を広く住民に説明するため、オンライン会議システム「ZOOM」を併用し、同時配信を行った。

【開催日時】 2021年10月28日(会場:ちむぐる館)

【参加人数】 会場:16名、Web:11アクセス

⑤パブリックコメント

【趣旨】

平成30年度から改定作業を進めてきた都市計画マスタープラン(案)について、パブリックコメントを実施し、意見聴取を行った。

【実施期間】 2021年11月1日～2021年11月26日

【閲覧者数】 22名

【意見提出者数】 4名

【意見数】 52件

■住民ワークショップ・意見交換会・住民説明会の様子





発行年月 2022 年（令和 4 年）3 月



発行者 南風原町 経済建設部 まちづくり振興課

〒901-1111

沖縄県島尻郡南風原町字兼城 686 番地

TEL 098-889-4412





南風原町 都市計画マスタープラン

City planning master plan of Haebaru

2022 ▶ 2040

